

# 建築物ねずみ昆虫等防除業

※登録に当たっては、消毒営業取締条例に基づく京都府知事の消毒営業許可を受けていなければなりません。

物的基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>①照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡</li> <li>②毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器</li> <li>③噴霧機及び散粉機</li> <li>④真空掃除機</li> <li>⑤防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器</li> </ul>
------	--

専用の保管庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。</li> <li>①機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。</li> <li>②薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</li> <li>③引火事故の起こりにくい構造となっていること。</li> <li>④機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。</li> <li>⑤他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっているような場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。</li> <li>⑥保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。</li> </ul>
--------	--

人的基準	《防除作業監督者》	
	資格の種類	提出する書類
	・防除作業監督者講習会修了者	○防除作業監督者講習会修了証書の写し
	《防除作業従事者》 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次の要件に該当する研修を修了したものであること。</li> <li>①ねずみ等の防除作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。</li> <li>②登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が登録する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。</li> <li>③その内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。</li> <li>④その指導に当たる者が、③の内容を指導するのに適当と認められる者であること。</li> </ul>	

ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が定める基準に適合していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>●清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準 (平成14年厚生労働省告示第117号)第7</li> <li>①ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。</li> <li>②食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。</li> <li>③防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。</li> <li>④殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業員並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。</li> <li>⑤ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。</li> <li>⑥ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。</li> </ul>
---	---

⑦ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。

※業務を他の者に委託する場合

あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者<sup>(注)</sup>に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が①から⑥までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

⑧建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

(注)建築物維持管理権原者:建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの